

## 議案第79号

### 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

第3条中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員」に改める。

第4条中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員」に改める。

第7条の2第1項中「第3号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第11条中「職員の休暇」を「休暇の種類」に改める。

第13条に後段として次のように加える。

この場合において、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の公務上の負傷等による病欠休暇については、無給とする。

第14条に後段として次のように加える。

この場合において、会計年度任用職員の特別休暇のうち無給とするものについては、規則で定める。

第15条に次の1項を加える。

- 2 介護休暇については、給与条例第20条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第15条の2に次の1項を加える。

- 2 介護時間については、給与条例第20条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を

減額する。

第16条中「休暇は、職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 組合休暇については、給与条例第20条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。